

2012年度
横浜市の予算編成に対する
日本共産党の要望

2011年10月18日

日本共産党横浜市会議員団

〒231-0017 横浜市中区港町1-1 横浜市役所内 日本共産党横浜市会議員団控室

TEL 045-671-3032 FAX 045-641-7100

目 次

2012 年度横浜市予算編成にあたっての要望書	3
2012 年度予算編成にあたっての申し入れ	4

I. 安心して子どもを産み育てられる横浜、行き届いた教育を

1. 防災対策の強化を	5
2. 子育て家庭の経済的負担の軽減を	5
3. 産科・周産期医療の充実を	5
4. 子育てと仕事の両立支援を	5
5. 児童虐待・育児不安への対策を	6
6. 困難を抱える若者の支援を	6
7. 少人数学級等による行き届いた教育で基礎学力の向上を	6
8. 快適な教育環境の整備を	6
9. 安全で豊かな学校給食の充実を	6
10. 障がい児教育の充実を	7
11. 子どもが大切にされる教育条件の整備を	7
12. 図書館の充実を	8
13. 文化・スポーツ施策、生涯学習の拡充を	8
14. 市立大学の充実を	8

II 市民の命とくらしを守る福祉・医療の充実を

1. 災害時に市民の健康と命を守ることができる医療福祉体制を	9
2. 現在の原発事故による放射能被害から市民を守る	9
3. 市民が安心して受けられる医療福祉体制の充実を	9
—国民健康福祉保健—	9
—高齢者施策—	10
—障がい者施策—	10
—生活保護施策—	11
—保健医療施策—	12

III 横浜市中心小企業振興基本条例を基礎に、

中小企業・自営業を名実ともに横浜経済の柱に

1. 横浜市中心小企業振興基本条例を、より一層、実効あるものとするために	13
2. 横浜市中心小企業振興基本条例に基づく市内中小企業・自営業者への具体的な施策を	13
3. 商店街の活性化・振興策について	14
4. 市内中小企業・自営業者の公共工事・事業の受注機会の増大を	14
5. 不況に苦しむ市内中小企業・自営業者へ支援の充実を	15
6. 生き生きと生活できる雇用の創出を	15

7. 市内農業の発展を	15
-------------	----

IV 災害に強く、環境にやさしい、平和な横浜を

1. 災害に強い 安全な街づくりをめざす	16
2. 大型開発・都心部開発は見直し、地域生活圏における震災・防災対策を 考慮した公共基盤整備を図る	16
3. 市街地区域の拡大にストップをかけ、都市部の緑と斜面緑地を守る	17
4. 地球温暖化防止対策の強化と資源循環型社会の実現をめざして	18
5. バス・電車・地下鉄等の公共交通網の充実を	18
6. 米軍基地の即時無条件全面返還と平和都市宣言を	19

2011年10月18日

横浜市長 林 文子 様

日本共産党横浜市議員団
団 長 大 貫 憲 夫

2012年度横浜市予算編成にあたっての要望書

3月11日発生した東日本大震災と東京電力福島第一原発事故による未曾有の被害は、これまでの災害対策やエネルギー政策等のあり方の再検討を私たちに突きつけています。政治と行政は、この歴史的課題に正面から立ち向かわなくてはなりません。また、地方自治体が、住民のいのちとくらしを守るためにどのような役割を果たさなければならないかを問われているのではないのでしょうか。

例年と異なり、8月25日に「2012年度予算編成にあたっての申し入れ」を行ったのは、こうした時代認識と、自治体の今日的役割が予算編成の基本方針に反映されることを願ってのことでした。

貴職が9月5日に発表された「平成24年度予算編成にあたっての市政運営の基本的考え方」とそれに基づいた「施策推進・予算編成・組織運営の方針」に示された「災害に強いまちづくりの実現」、「持続可能な低炭素都市の実現」などは、方向性としては時代と市民要望にかなったものです。

しかし、中小企業支援、保育所待機児解消、文化・観光等充実、低炭素都市施策、震災対策に財源を優先的に集中するとして、その他の事業は休止・先送りし、拡充は原則として行わないとしています。これは、その他の切実な市民要求を入り口でふさぐものであり、大いなる疑問を抱かざるをえません。再考を求めるものです。

また、歳入確保策として、未収債権の機械的な回収目標の設定や、受益者負担のあり方検討は、市民のくらしを脅かすものであり、「共感と信頼」の市政運営に合致していません。

さて、この要望書は、各界、各層との懇談会で寄せられた市民要望を踏まえ、市民生活上必要とされている政策課題を4つの大項目でまとめたものです。

この要望書にある切実な市民要望を先に提出した9つの重点要望とあわせ、予算案に積極的に盛り込まれるよう強く要望するものです。

2011年8月25日

横浜市長 林 文子 様

日本共産党横浜市議団
団 長 大貫 憲夫

2012年度予算編成にあたっての申し入れ

本年3月11日に起きた東日本大震災と福島第一原発事故は、日本の社会・政治・経済・国民生活のあり方を問い直させる歴史的な大災害であり、今後日本国民が長期にわたって正面からとりくみ、力を総結集して打開をはからなければならない、国政上の最大の課題です。

この度の大震災と円高が追い打ちをかけ、日本経済の落ち込みが深刻になっています。さらに少子高齢化も加わり、今後は税収の増加が見込めない状況です。

このような状況下、日本共産党横浜市会議員団は、市政運営の方向性を「防災の観点をあらゆる施策に貫くこと」と、「低エネルギー社会を展望して自然エネルギーの本格的導入に踏み出すこと」におき、予算編成にあたっては市民の「いのち、くらし、福祉の向上」のための財源を最優先に確保する姿勢を貫くべきと考えます。

横浜経済の活性化を図ることも重要です。そのためには、今回の震災でそのもろさを露呈したこれまでの大企業を頂点とした経済メカニズムと決別し、中小企業振興基本条例をあらゆる施策に生かすことが大切です。

さらに、国の見直し作業を待つことなく、横浜市の地域特性を踏まえて「災害対策・防災計画」を見直し、市民が安心できるようにすることが必要です。

2012年度予算編成には大きな困難が予想されますが、市長におかれましては、この困難に勇気を持って立ち向かわれ、以上の視点に立脚されることを切望するものです。横浜市民の持つエネルギーを信頼し依拠するならば、きっと明るい展望が開かれるものと考えます。

あわせて、日本共産党横浜市会議員団は、2012年度横浜市予算編成にあたり、次の事項を重点に盛り込むよう要望するものです。

重点要望

1. 中学校給食を早急に実施すること。
1. 子どもの医療費を小学校卒業まで無料にし、所得制限をなくすこと。
1. 安心して老後がすごせるように、介護保険サービスを充実させること。
1. 特別養護老人ホームを増設し、待機者をなくすこと。
1. 住宅リフォーム助成制度を創設すること。
1. 耐震化支援制度を使いやすいものに抜本的に改善すること。
1. 官製ワーキングプアをなくすために、公契約条例を制定すること。
1. 1行政区に1保健所の体制に戻し、保健所の医師を増やすこと。
1. 放射能に対する市民の不安を払拭するため、子どもが利用する施設および給食食材の放射線量を継続的に測定し、公表すること。

I. 安心して子どもを産み育てられる横浜、行き届いた教育を

1. 防災対策の強化を

- 1) 耐震補強工事未実施の民間保育所のうち、市の補助対象の9園では実施ロードマップを作るよう指導を強めるとともに、対象外の16園も補助対象として耐震化を進めること。
- 2) 学校耐震補強工事は、再診断により補強が必要になった25校29棟を含め、年次計画を見直し、前倒しして進めること。同時に、コンクリート強度確認を2011年度中に行う76棟のうち、耐震補強工事が必要な場合は、2012年度中に工事を行うこと。
- 3) 放課後児童クラブ施設の耐震対策を支援すること。
- 4) 災害発生時、避難所となる学校(地域防災拠点)への仮設トイレ用下水道整備計画を前倒しして進めること。また、計画以外の地域防災拠点にも広げること。

2. 子育て家庭の経済的負担の軽減を

- 1) 妊婦健診の公費助成は、国の動向に関わらず継続すること。
- 2) 3ワクチン(ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がん)接種助成は国の動向に関わらず継続すること。
- 3) 小児医療費助成の対象年齢を当面小学6年生まで引き上げるとともに、所得制限を撤廃すること。
- 4) 小児医療費の患者一部負担金は導入しないこと。
- 5) 妊婦歯科健診を復活すること。
- 6) 不育症への助成制度を創設すること。
- 7) 保育料の値上げは行わないこと。
- 8) 横浜保育室の保育料を認可保育所と同等にするよう、軽減助成を拡充すること。
- 9) 幼稚園就園奨励金を引き上げること。
- 10) 放課後児童クラブ運営費補助金を増額し、保護者負担を軽減すること。
- 11) 自主運営の子育てサークルなどの団体が活動しやすいよう、これらの団体の地区センター・公園等公的施設の利用料を引き下げること。

3. 産科・周産期医療の充実を

- 1) 区内にお産のできる病院・診療所がない区(栄区、緑区、2011年4月現在)では、施設設置に向けて特別体制をとること。
- 2) 産科拠点病院を整備するとともに、診療所・助産所の運営支援を行うこと。
- 3) 市民病院のNICU、GCUの看護師を確保し、拡充すること。
- 4) 横浜市医師会看護専門学校に助産師養成コース新設のための支援を行うこと。

4. 子育てと仕事の両立支援を

- 1) 保育所待機児童解消にあたっては、保育所面積基準は緩和しないこと。また、認可保育所を増設すること。

- 2) 子どもの発達保障・安全確保の観点から、良質な保育環境・保育内容が確保されるよう、保育所認可基準を適正化するとともに、審査を厳格に行うこと。
- 3) 民間保育施設で保育士不足が常態化しているため、人材バンクの創設や就職説明会など、雇用支援を行うこと。

5. 児童虐待・育児不安への対策を

- 1) 区福祉保健センターに児童虐待対応の専任部署を新設し、保健師やケースワーカーなどの正規職員を増やすこと。
- 2) 区福祉保健センターの母子訪問指導員は、アルバイトでなく、嘱託とするなど待遇を引き上げて必要人数を確保し、新生児訪問の希望に応えること。
- 3) 乳幼児健診時に育児不安への対応や生活支援の相談が出来るよう、区福祉保健センターの正規専門職員を増やすこと。
- 4) 児童相談所の児童心理司、児童福祉司を増員すること。

6. 困難を抱える若者の支援を

- 1) 若者サポートステーション事業など困難を抱える若者の支援策を拡充すること。
- 2) 現在8か所の青少年の地域活動拠点など、中高生が利用しやすい施設を増やすこと。

7. 少人数学級等による行き届いた教育で基礎学力の向上を

- 1) 国の小学1年生の35人学級、市独自の児童支援専任教諭の配置や、小中学校サポート事業の配置対象学年の拡大や非常勤講師の配置人数の拡充などに留まらず、市独自で2年生以上にも35人学級を実施すること。
- 2) 本来配置されるべき正規教員が配置されず、臨任教員ですませている現状を解消するため、正規教員の採用枠を増やすこと。

8. 快適な教育環境の整備を

- 1) 学校特別営繕費を増額し、特に遅れている屋上防水・外壁補修などの学校営繕を進めること。
- 2) 学校施設のバリアフリー化を促進すること。
- 3) 教室へのエアコン設置においては、地元業者の受注が望めないPFI方式は行わないこと。

9. 安全で豊かな学校給食の充実を

- 1) 中学校給食を早期に実施すること。
- 2) 小学校給食調理業務が民間委託では調理員の入れ替わりが激しく、子どもたちとの交流が深まらず、食育の観点からも民間委託をやめること。
- 3) 全小学校に正規の学校栄養職員を、市費で配置すること。
- 4) 食材の地産地消を進めること。

10. 障がい児教育の充実を

- 1) 特別支援学校において、知的障がい部門・小中学部が大規模化しているため、県と連携して知的小中学部を増設すること。
- 2) ろう特別支援学校の早期教育(0・1・2歳)に正規教諭を複数配置するとともに、定数化を県に求めること。
- 3) 盲・ろう特別支援学校において、単一障がい学級は児童生徒が1名だけの場合でも複式学級にせず、学級として認可する県単独措置を復活するよう県に働きかけること。やむを得ず複式学級になる場合、市費で教諭を配置すること。
- 4) 言語・難聴通級指導教室の教員を情緒通級指導教室並に加配し、通級指導教室の定員を60名から引き下げて新設計画を立てること。
- 5) 市立高校において、発達障がいなど「特別な支援」を要する生徒にも適切な支援ができるように、教職員配置、施設・設備面等の条件整備を行うこと。
- 6) 個別支援学級等の合同合宿学習に使用するバス代は、厳しい財政状況を理由として保護者負担とされているが、全額公費負担に戻すとともに、宿泊料も全額公費負担とすること。
- 7) 障がい児が一般校で介助を受ける際に利用する「生活支援事業」を、実態にあわせて拡充すること。
- 8) 一人では通学困難な障がい児は全員、ガイドボランティアを利用できるよう、対象者の要件を緩和すること。

11. 子どもが大切にされる教育条件の整備を

- 1) 義務教育は無償の原則にたち、保護者負担をなくすこと。
- 2) 就学援助は所得基準額を現行の1.3倍に引き上げ、申請の窓口は学校ではなく教育委員会とし、郵送を主とすること。
- 3) 他社からの年表盗作を認めた自由社版中学歴史教科書使用は道徳教育上から認められないため中止し、訂正など改善すること。また、2012年度使用の育鵬社版歴史教科書で指摘されている図表盗作疑惑については、教育委員会の責任で調査すること。
- 4) 南高等学校附属中学校の入学選抜試験は、受験戦争の低年齢化を助長することになるため、「適性検査」の名による試験は行わず、抽選とすること。
- 5) 富士見中学校と吉田中学校の統廃合計画は、両校の保護者や地域住民の意見の合意を図ること。
- 6) 夜間学級(夜間中学)に専任教諭を配置すること。また、1校8名までとなっている定員をなくし、希望者全員が入れるようにすること。
- 7) 横浜総合高校が移転後、横浜国大付属中学校グラウンドを使用できるようにすること。
- 8) スクールカウンセラーの常駐やスクールソーシャルワーカーの増員など、児童生徒の生活環境の把握や支援を拡充すること。
- 9) 不登校児童生徒支援の自主運営サークルへの支援策を創設すること。
- 10) 私費負担となっている不登校児童・生徒の健康診断費用を市費負担とすること。

- 11) 全国一斉学力テストは国の動向にかかわらず参加しないこと。
- 12) 「日の丸」「君が代」の扱いについての学校への「通知」は撤回すること。

12. 図書館の充実を

- 1) 市民一人当たりの図書費・蔵書冊数・貸し出し冊数が政令都市で最下位となっている。図書館が各区1館のみの現状を見直し、増設計画を策定すること。また、図書費を大幅に増額し、利用者からの蔵書要望に応えること。
- 2) 当面、「駅での図書館サービス基礎調査」を踏まえ、駅で図書館サービスを利用しやすくすること。また、移動図書館車を増やすこと。
- 3) 市立学校に、司書資格をもつ専任の正規学校司書を配置すること。
- 4) 当面、学校図書館が活性化するよう、司書教諭が担うべき役割を果たせる十分な時間を確保すること。

13. 文化・スポーツ施策、生涯学習の拡充を

- 1) 港北、青葉など未整備区での区民文化センターを早期に整備すること。
- 2) スポーツ施設の利用料金を低廉にし、特に青少年・若者が気軽に利用できるようにすること。
- 3) 公園プールや余熱利用温水プールは存続すること。
- 4) 道志青少年野外活動センターのキャンプ場は存続すること。

14. 市立大学の充実を

- 1) 運営交付金を大幅に増額すること。
- 2) 付属病院の医療技術職を除く全教職員を対象とした任期制はやめること。

Ⅱ 市民の命とくらしを守る福祉・医療の充実を

1. 災害時に市民の健康と命を守ることができる医療福祉体制を

- 1) 保健所を1区1か所方式に戻し、保健所の保健師・医師を早急に増やすこと。次善策として、発災時には福祉保健センター長が仮設救護所を設置することになるので、医療に責任を持つ医師をセンター長とすること。
- 2) 行政区単位で地域医療の関係者が連携してより機能的に動けるような体制を、日常的につくっておくこと。
- 3) 民生委員の配置基準は、横浜市など都市部になるほど緩やかになっているが、高齢者や障がい者を日頃から把握している民生委員は発災時にも重要な役割を担うため、町村部と同等の基準とするように国に働きかけること。
- 4) 一刻も早く、特別養護老人ホームの待機者を解消すること。2011年度から年間900床から300床に削減した特別養護老人ホームの整備計画を大幅に引き上げること。特に、発災時には在宅の介護度の高い高齢者が真っ先に犠牲になる可能性が高いため。
- 5) 防災計画の見直しにあたっては、障がい者へのきめ細やかな対応を盛り込むこと。あわせて、避難所に、障がい別の備品・装具・設備を充分確保するとともに、障がい別にきめ細かな防災訓練を実施するなど、障がい者の防災対策を具体的に進めること。

2. 現在の原発事故による放射能被害から市民を守る

- 1) 現在1か所しかない常設モニタリングポストを増設し、市として責任を持って継続的な放射線量測定を行うこと。
- 2) 市内の本場や南部市場・食肉市場での放射線量測定を行うために、検査機器と測定人員を整備すること。
- 3) 学校給食食材の安全性を確認するため、毎日主要食材の放射線量測定を1校だけにとどめず増やし、その結果を速やかに公表すること。
- 4) 市民に、放射線に関する正しい知識を啓発すること。その際、特定の考え方の専門家だけに偏った登用をしないこと。小中学生にも放射線に関する学習を行うこと。

3. 市民が安心して受けられる医療福祉体制の充実を

—国民健康保険事業—

- 1) 国庫負担金の増額を国に求めるとともに、市費繰入を増額し、国民健康保険料の引き下げを図ること。
- 2) 保険料の減免制度を周知徹底するとともに、現行の減免制度を見直し、拡充を行うこと。
- 3) 保険料の滞納世帯について、本人の意思を尊重し実情にあった分納相談を行うこと。差押えについては、市税の滞納と異なり命にかかわる問題なので、本人の生活実態を十分踏まえた後の対応とすること。

- 4) 経営難や失業など「特別の事情」がある場合は資格証明書を出してはならないとする国の各種通達を遵守し、資格証明書の機械的な発行はやめること。
- 5) 資格証明書交付世帯に、病気の場合には区役所で短期の保険証の交付を受けて医療機関にかかることができることを周知し、受診抑制しないように手当すること。また、医療機関にも周知徹底すること。
- 6) 認知度が非常に低く、利用者が少ない医療費一部負担金減免制度を周知徹底するために、区役所に申請書を常時備え付けること。また、「国民健康保健ガイドブック」に窓口減免実施要綱の抜粋など同制度の案内を載せること。あわせて、保険証の切り替え時期に減免制度についてのお知らせも同封すること。

—高齢者施策—

- 1) 第五期高齢者保健福祉計画策定に向けて、介護保険料の引き下げ・介護サービスの拡充を国に働きかけること。また、市の介護給付費準備基金と県の財政安定化基金の取り崩しに加えて一般会計から繰り入れして、保険料の引き下げを市独自として行うこと。
- 2) 特別養護老人ホーム整備では、多床型も行うこと。
- 3) 小規模多機能型居宅介護施設の整備を、中学校区単位で促進すること。
- 4) 介護予防拠点である地域ケアプラザの整備にあたっては、災害時には給食施設としても大きな役割を果たすことを鑑み、デイサービスの整備を行うこと。
- 5) 国の動向いかに関わらず、要支援1・2が介護保険を利用できない「介護予防・日常生活支援総合事業」は行わないなど、今以上に介護サービスを低下させないこと。
- 6) 地域包括支援センターでは、国基準による保健師、主任ケアマネージャー、社会福祉士の3人体制を堅持し、兼務による2人体制を改め、欠員を発生させないこと。さらに、国基準そのものが現場の実態からみて低すぎるので、市独自に職員の増員を行うこと。
- 7) 国の介護職員処遇改善交付金の継続・強化を国に求めること。また、研修中の生活支援や家賃補助などの人材確保策を市独自で推進するとともに、欠員のある施設に対して人員補充のための補助を行うこと。
- 8) 介護サービスを左右する認定調査員・認定審査委員の研修は、十分な時間を確保してしっかり行うこと。
- 9) 敬老特別乗車証制度において、利用制限につながるこれ以上の負担増は行わないこと。

—障がい者施策—

- 1) 障害者基本法に則り、障がい者権利条約の趣旨をいかした市条例を制定すること。
- 2) 自立支援医療については、市独自で全額助成すること。
- 3) 自立支援法改正法でも応能負担の原則は変わっていないため、障がい者に自己責任を求める利用者負担は即刻中止するように、国に求めること。

- 4) 横浜市在宅心身障がい者手当を復活し、精神障がい者も含めるよう拡充すること。
- 5) 就労が厳しい障がい者にとって命綱の障がい者基礎年金を、せめて最低限の生活ができるような額に引き上げるよう、国に求めること。
- 6) 「将来にわたるあんしん施策」に規定されている「緊急時ホットライン」を早急に整備するとともに、「自立生活アシスタント派遣事業」を全市展開に向け、強化・充実させること。
- 7) 移動情報センターを全区に設置するなど、支援施策再構築プロジェクトを早急に全市展開すること。
- 8) 障がい者後見的支援制度を早急に全区で実施すること。
- 9) 障がい者が高齢化や合併症で手厚いケアが必要になっても、社会的入院をすることなく地域での在宅生活を続けられるように、ケアホームを早急に整備すること。
- 10) 重度障害者医療費助成制度を維持するとともに、三障がい一元化の観点から精神障がい者にも適用すること。
- 11) 三障がい一元化の観点から、他の障がい者では無料になっている医師の診断書を精神障がい者についても無料化を市の独自措置として行うこと。
- 12) 「知的障害者雇用事業」を精神障がい者にも広げ、市として精神障がい者の雇用促進を率先して図ること。並びに、全国的にも注目を浴びている精神障がい者のグループ就労の場をこれまでどおり維持すること。
- 13) 市営地下鉄など、市の事業委託先における障がい者の就労確保や、障がい者の自主製品販路拡大のための常設店設置などに支援を行うこと。
- 14) 聴覚障がい者向けの火災報知器の給付制限を緩和し、部屋数に伴う必要な台数を給付すること。
- 15) 各区福祉保健センターにおいて、ソーシャルワーカーを増員し、精神科専門の精神保健福祉士(P S W)の配置、相談窓口機能の強化を行うこと。

—生活保護施策—

- 1) 受給期間の制限や医療費負担などの生活保護法の改定を行わないよう、国に求めること。
- 2) 生活保護基準の増額、老齢加算の復活や夏期加算を国に求めること。
- 3) 生活保護申請書を誰でも手のとれるように窓口に着置し、申請権を保障すること。
- 4) 夏季見舞金や冬季見舞金を復活すること。またクーラーの設置に伴う融資を収入認定しないことを、全ての保護世帯にもれなく周知すること。
- 5) 職業訓練や資格取得に必要な費用の補助等の支援を強め、健康状態を無視するなど行き過ぎた就労指導はやめること。
- 6) 生活保護世帯の敬老特別乗車証制度の負担をゼロに戻すこと。

—保健医療施策—

- 1) 市内の基幹病院として、民間では不採算部門である救急医療や小児科産婦人科医療の大きな役割を担っている市立2病院（市民病院、脳血管医療センター）、市大2病院について、必要な人員確保を行うこと。特に市民病院について、必要な専門医と看護師を確保し、NICU床と緩和ケア病床を全面活用すること。そのために必要な一般会計からの繰り入れを削減せずに行うこと。また、市立2病院については直営を維持すること。
- 2) 医師不足を解消するため、市内の臨床研修指定病院が増えるように援助していくこと。できるだけ多くの後期研修医を受け入れられるような戦略を立て、後期研修医向けのプログラム作成を市内各医療機関に働きかけること。
- 3) 慢性的な看護師不足解消のために、看学生への奨学金制度の創設など、看護師の待遇改善の施策を進めること。
- 4) 女性医師や看護師の就労と職場復帰を支援するため、院内保育施設の完備、保育時間の延長をはじめ、就労しやすい条件整備を本腰を入れて行うこと。
- 5) 肺炎球菌ワクチン接種への公費助成を、重度障がい者に加えて65歳以上の高齢者に対象を拡大すること。
- 6) 全国平均の半分にも満たない低いがん検診受診率（肺がん6.9%、胃がん4.7%）を引き上げるために、全ての対象の方へ個別に通知するとともに、がん検診の個人負担料を引き下げること。
- 7) がん検診体制の拡充・精度管理の向上のため、医療機関との個別契約を医師会委託方式に変更すること。胃がん検診では、医療機関の現状を鑑み、内視鏡による検診も認めること。
- 8) 特定健診の受診率の引き上げ、特に75歳以上の余りにも低い健診受診率を引き上げるための抜本的施策をとること。また、健診項目に胸部レントゲンを上乘せすること。
- 9) 各区休日急患診療所の老朽化した施設の建替えは、計画を前倒しして早急に実施すること。
- 10) 医療機関、福祉施設の消費税の支払い免除を、国に働きかけること。
- 11) 後期高齢者医療制度の保険料減免制度や窓口一部負担金減免規定を、十分周知すること。
- 12) 後期高齢者医療制度は廃止し、老人保健制度に戻すよう、国に働きかけること。
- 13) 一部負担金の免除ができる無料低額診療施設（現在市内で22か所）をもっと増やすように、民間医療機関に働きかけるとともに、市民に同制度の周知をはかること。

Ⅲ 横浜市中小企業振興基本条例を基礎に、

中小企業・自営業を名実ともに横浜経済の柱に

1. 横浜市中小企業振興条例を、より一層、実効あるものとするために

- 1) 2010年度と2011年度の横浜市中小企業振興基本条例に基づく取り組みの到達点に立って、更なる市内中小企業への受注機会を確保すること。
- 2) 横浜市中小企業振興基本条例に基づく施策の徹底のために、経済局予算増額と人員の確保を行うこと。
- 3) 横浜市中小企業振興基本条例の趣旨と本市の取り組み状況をまとめたパンフレットを作成し、市内中小企業・自営業者に配布、啓発活動を行い、同時に条例を徹底する本市の決意を示すこと。
- 4) 2011年9月7日に発表した「平成22年度中小企業振興策の取り組み状況報告書」を市内業者団体、商店会等に配布して意見聴取し、2013年度施策に反映させること。
- 5) 市内中小商工業者は市内各地のコミュニティの中心であり、雇用を生み出し、その振興が本市の安定的な税収基盤を確保することになるなど、条例の趣旨・意義を、横浜市中小企業振興促進会議を通じ、庁内・各区、関係団体に徹底すること。
- 6) 基本条例に基づいた施策に対する市内中小企業・自営業者の意見・批判を聞くためにアンケートやヒヤリングを実施すること

2. 横浜市中小企業振興基本条例に基づく市内中小企業・自営業者への具体的な施策を

- 1) 市内中小製造業全事業所対象に行った「中小企業技術実態調査」をもとに、同業種・異業種交流を本市がイニシアティブをもって行い、新たな成長産業の発掘・育成を行うこと。
- 2) 各区役所に区内の中小企業・自営業者への支援を行う経済振興課を設置し、区内の本市施設の修繕工事、物品購入、委託などの区内発注を促進し、同時に産業資源の発掘によって地域経済振興のための地域産業政策をつくること。
- 3) 現在、本市が行っている木造住宅耐震改修促進、マンション耐震診断支援、マンション耐震改修促進、バリアフリー化等促進、障がい者住環境整備の各事業や、介護予防住宅改修などの増改築に関する助成・補助制度を市内中小企業・業者の仕事興しにつなげるため、建設組合や企業組合等の協力で各区役所に増改築相談専用コーナーを設置すること。
- 4) 全国の386自治体(2011年6月30日現在)で行われ、建設業をはじめとする地域経済の活性化につながる実証されている「住宅リフォーム助成制度」を本市でも創設すること。

3. 商店街の活性化・振興策について

- 1) 全商店街、商店を対象とした「2009 年度商店街経営実態調査」を反映させた商店街振興策をつくり、具体的・実証的なモデル事業を行ってそのノウハウを蓄積し、市内商店街・商店にその情報を提供すること。
- 2) 「地域経済元気づくり事業」の成果や「2009 年度商店街経営実態調査」の結果を踏まえて、地域住民・自営業者・企業と区で構成する「街づくり委員会（仮称）」を設置し、地域経済振興策を具体化すること。
- 3) 個性ある小売店をふやすため「創業ベンチャー促進資金」や「空き店舗活用事業」等の制度を周知徹底させ、新規参入者を増やすこと。
- 4) 郊外区の商店街活性化のため、住宅地域と病院・公共施設等と商店街を結ぶお買い物ものバスやコミュニティバスを運行させること。
- 5) 「中小企業活力向上事業」「空き店舗活用事業」「商店街ソフト支援事業」などを活用し、適切な条件がある商店街について横浜市経済局や各区が具体的にコミュニティ醸成の場づくりを提案すること。

4. 市内中小企業・自営業者の公共工事・事業の受注機会の増大を

- 1) 本市補助金事業における市内事業者への発注をさらに広げるために、対象を100万円以上の発注から50万円以上に引き下げるとともに、特殊性等で市外事業者が発注せざるを得ない場合を除いてすべて市内業者に発注することとして、違反者はペナルティを課すこと。
- 2) 市の委託事業を行う事業者の修繕工事・物品購入・委託等は、特殊性等で市外事業者が発注せざるを得ない場合を除いて、指定管理者も含めて、すべて所在する区内の事業者が発注する制度を創設すること。
- 3) 予想される大地震に備え、緊急輸送道路沿線の建築物耐震化や無電柱化を、市内建設業者に発注して促進すること。
- 4) 市内企業の受注機会を増やすために、公共工事等における分離・分割発注の対象工事事業名を明確にし、目標金額・件数等を決め、明らかにすること。
- 5) 公共工事における小規模補修や小額施工工事等の随意契約工事においては、建設業許可、経営審査を条件とせず、各区の建設業者・職人を組織する団体等を窓口にした発注方式の「小規模工事登録制度（仮称）」をつくること。
- 6) 市内建設業の健全な発展を図るため、入札において、ランクの細分化、業者数に見合った工事の配分など入札競争環境をさらに整備すること。
- 7) 適正な積算を行わない不良・不適格業者を排除し、適切な競争性を確保するため、予定価格の事前公表を廃止すること。
- 8) 工事入札において、価格による失格基準を引き上げるため、最低制限価格を適正水準に引き上げ、総合落札方式への最低制限価格制度を導入すること。
- 9) 「2010 年度中小企業振興策の取り組み状況報告書」でも明らかになったように、市内中小企業の参画が極めて低い P F I 事業の実態から、P F I 方式による契約制度そのものを廃止すること。

5. 不況に苦しむ市内中小企業・自営業者への支援の充実を

- 1) 町工場に対し、貸し工場の家賃、ガレージ代、機械設備のリース代など固定費補助制度を創設すること。
- 2) 無担保、無保証人の小額直貸し制度や小額の生活資金の融資をする「小規模事業者生活支援制度(仮称)」をつくること。
- 3) すべての制度融資の返済期間を15年に、据え置き期間を3年に延長すること。
- 4) 市税等の滞納の場合、話し合いにより分納している場合は、滞納扱いにしないこと。

6. 生き生きと生活できる雇用の創出を

- 1) 本市が契約する工事や委託業務で働くすべての労働者に対して、本市が定めた最低賃金基準を盛り込んだ公契約条例を制定し、労働環境の悪化を防ぐこと。
- 2) 企業立地促進条例の適用企業に、市内雇用及び市内中小企業への発注実績を毎年公表させ、実績の低い企業については警告または企業名を公表すること。
- 3) 企業立地促進条例は廃止すること。廃止しない場合でも、助成と税軽減を他都市並みに引き下げること。
- 4) ジョブマッチングよこはま事業への求人登録企業をさらに増やし、特に企業立地促進条例適用企業については求人登録を義務付け、実績を確保すること。
- 5) 市青少年相談センター及び若者サポートステーション、地域ユースプラザ事業をさらに充実させ、若年無業者のサポートをさらにすすめること。

7. 市内農業の発展を

- 1) すべての関税を撤廃して貿易を自由化し、農業をはじめとする国内産業に破壊的打撃を与えるTPP(環太平洋連携協定)参加に反対を表明すること。
- 2) 市内公共緑化にできるだけ市内産植木・花卉類の使用を増やすために、緑化事業者に対し事業ごとに市内産植木・花卉の使用実績を報告させること。
- 3) 横浜ブランド農産物の消費を増やすため、区役所、地区センターなどの市民利用施設に、販売所を設置したり、具体的情報を記載したパンフレットを置く、PRポスターを掲示するなど、PRを強めること。
- 4) 生産緑地は単に農作物の生産場所であるだけでなく、緑地環境や防災上も重要なオープンスペースであることなど、その必要性を市民に広く知らしめること。
- 5) 若者の自立支援としても有効な横浜チャレンジファーマー事業と若年無業者のマッチングをすすめること。
- 6) 荒廃農地を減らすための策を講じるとともに、荒廃農地への不法投棄をなくするための策を講じること。

IV 災害に強く、環境にやさしい、平和な横浜を

1. 災害に強い 安全な街づくりをめざす

1) 3・11東日本大震災(以下「3.11」)の教訓をふまえて市民の命とくらし、資産を守る、「災害に強い福祉のまちづくり」をすすめることを市政の基本に施策を具体化すること。

- ① 予想される東海地震、南関東地震、横浜市直下型地震、最近のゲリラ豪雨などの災害に備え、本市「防災計画」を3・11の教訓を踏まえて抜本的に見直すこと。
- ② 日本一危険といわれる浜岡原発の廃炉を求めること。
- ③ 原子力災害を「防災計画」に位置付け、いかなる事態にも対応できるよう「原子力災害対策」を策定すること。その際、横須賀港を母港とする米核艦船の危険性を正しく認識し、位置づけること。原子力災害に備えて、市民が対応できるように、必要な機材、装置の配備を整えること。

同時に、市民講座、広報などで原子力災害に対する正しい知識を日ごろから市民に周知すること。

- ④ コンビナート災害に対する「防災計画」は、県や企業任せにできない横浜市の重要課題である。現行の「コンビナート防災計画」を3・11の教訓に立って見直し、本市の責任で実効あるものにする事。
 - ⑤ コンビナートのある埋立地の護岸を補強するよう、国・県に求めること。
- 2) 震災から市民の命を守る上で、住宅の耐震化事業はきわめて重要である。本市の優れた制度である木造住宅耐震診断事業、耐震改修促進事業を一層積極的に実施すること。そのために、制度の周知徹底を図るとともに、申請手続きを簡便化して、利用促進を図ること。
- 3) マンションの耐震診断支援事業と耐震改修促進事業について、制度の周知を図り、利用促進を図ること。
- 4) 消防力の抜本的強化を図ること。
- 5) 市民の防災意識を高める原点として、日頃からあらゆる機会をとらえて、わが身(命)を守る方法(術=すべ)を周知すること。
- 6) 地域防災拠点や広域避難場所への避難路の確保、地域住民への周知とともに、施設・医療品・備蓄物品の拡充等をさらに図ること。避難場所については、あらゆる事態を想定した適切な場所を指定すること。

2. 大型開発・都心部開発は見直し、地域生活圏における震災・防災対策を考慮した公共基盤整備を図る

- 1) 東日本大震災の復興や原発からの撤退という国をあげての取り組みが求められるときであり、そのためにも国庫負担を伴う大型開発事業の見直しを抜本的に行うこと。
- 2) 南本牧ふ頭整備計画については、MC-3の建設工事とMC-4建設計画は凍結し、国際的な物流動向や費用対効果の再検証を行うこと。
- 3) 環境破壊・財政負担につながる高速横浜環状道路整備計画は、凍結・中止を含む

む抜本の見直しを行うこと。南線については、国の事業評価の審査対象にもなっており、この際、事業の必要性そのものを白紙から見直すこと。

4) 都市計画道路については、社会・経済情勢の変化を踏まえるとともに、財政状況等を考慮して、住民の意見・要望を尊重し、真に必要な生活道路に絞りこむこと。変更候補路線とされた「岸谷線」については、廃止すること。

5) 羽田空港に関わる「神奈川口構想」への参画はやめること。

6) 「エキサイトよこはま 22」なる横浜駅周辺大改造計画は、防災・浸水対策、バリアフリー化に基軸を置いた横浜駅周辺の整備計画に見直すこと。

この計画は、3・11後は災害対策基本法等の想定値や基準値の変更等諸条件が大変動したこと、ゼロメートル地域における防災の見地などが十分に検討されていないこと、地元合意が図られていないことなど問題点が多すぎる計画であり、白紙にもどして見直しを行うこと。

7) 市営住宅の新規建設にあらためて取りくむこと。また、民間社宅・住宅を借り上げ、市の責任で低家賃住宅として提供すること。

8) 建築および開発行為等に伴う紛争、マンションの維持管理・耐震診断、建替え問題など、建築・開発にかかわるあらゆる問題に対応できるよう、以前各区に配置されていた建築主事の機能を持つ部署を各区役所に設けること。

住宅・住環境は市民生活の基本条件であるため、相談に当たっては憲法をはじめ、他の法令との関連などにも目を配り、市民の基本的権利が守られるようにすること。

9) 市内建築物・生活道路などのバリアフリー化を進め、エレベーター等未整備の駅舎解消、駅ホームドアの設置、改札口とホームの階段増設など交通機関施設の安全対策と混雑緩和策を緊急を要する課題と位置付け、鉄道事業者任せでなく市として積極的に推進にあたること。

10) 生活道路の修繕、私道整備、雨水排水、公園の維持・管理等に関わる事業を推進するために、土木事務所関連予算を増やし、安全・安心な身近な生活基盤の整備・拡充を図ること。

11) 自転車による事故防止のために、自転車利用者のマナー向上への啓発など、効果のあがる具体的な対策を講じること。自転車専用レーンの設置を促進すること。

3. 市街地区域の拡大にストップをかけ、都市部の緑と斜面緑地を守る

1) 公園設置等の公共公益負担義務のがれを目的とする分割開発を規制するために、現行の開発調整条例を、事業者、資本系列、計画年度、隣接計画間隔などの要件を盛り込む方向で改正すること。

2) 「横浜みどりアップ計画」の目的達成をめざして、市街地の緑地の保全と拡大に積極的に取りくむこと。そのために、市民緑地等、新たな制度の導入を行うこと。

3) 市街化調整区域における開発許可制度は、墓地などの「特例解除」を原則認めないなど、同区域での開発規制を強めること。

4) 墓地開発計画は、名義貸しの疑いなどで許可を得られなかった事業者が、「計画変更して再申請」する動きがでてきているため、厳格に審査し開発を認めず、環境を守ること。あわせて、墓地条例を距離規制、宗教法人要件の引き上げ等の方向で再

改定すること。

- 5) 緑化地域に関する条例を改正し、建ぺい率などに応じた緑化面積の設定、商業地域を対象に加えるなど、国に先駆けて緑増加対策を拡充すること。

2011年度要望への回答で、「緑化地域の区域の拡大等の研究」「より実質的な効果が上がる様、国に制度改正の要望を行っている」とされているが、その進捗状況を明らかにすること。

- 6) 瀬上の森(栄区上郷町)における開発業者の都市計画提案(再)については認めず、貴重な緑地を保存すること。特に、旧都市計画法第34条第10号イの基準が「市街化調整区域を開発する需要の減少」を理由として廃止されたことを踏まえ、市街化地域の無用な拡大を抑制すること。

4. 地球温暖化防止対策の強化と資源循環型社会の実現をめざして

- 1) 市として脱原発、自然エネルギー転換の環境都市宣言を行うこと。
- 2) 産業・業務分野の排出削減を効果的にすすめるために、地球温暖化対策計画書制度にとどめず、大規模事業所との削減協定を結び、排出量削減目標の義務付けや排出量取引制度等の仕組み導入を検討すること。
- 3) 車からのCO₂削減を図るため、電気自動車の普及、コミュニティバス・LRT導入など、低炭素型交通対策を計画的に推進すること。
- 4) 市の施設での省エネ設備および自然エネルギー利用設備の設置計画をつくり、市が普及の範を示すこと。
- 5) 住宅用太陽光発電、太陽熱利用システム促進を図るため、市独自の設置費用の補助を拡充すること。
- 6) 大規模商業集客施設、コンビニエンスストアなど24時間営業店への立地、営業形態の規制を具体化すること。
- 7) 事業系ごみについては、焼却工場でのチェック体制とあわせ、減量、分別にむけた排出事業者への指導・監視を強化すること。
- 8) 生ごみ資源化の全市展開に向けて、具合的な施策を展開すること。
- 9) 中区・栄区での燃やすごみ等の収集を、早急に民間委託から直営に戻すこと。

5. バス・電車・地下鉄等の公共交通網の充実を

- 1) 市交通局が住民の足を守る公営交通企業として事業継続するために、必要な場合は一般会計からの補助を行うこと。
- 2) 市営バスの停留所の上屋整備は、民間の広告に頼るだけでなく、住民要求に応じて独自に設置をすすめること。
- 3) 交通不便地域の解消にむけた路線の再編・新設、コミュニティバスやジャンボタクシーの運行など、地域の条件、ニーズにあった手法を、サポート事業にとどまらず、地域とともに検討し、導入すること。
- 4) 災害時等の安全性を確保するために、市営地下鉄のワンマン化を見直すこと。
- 5) 新しい技術や機材を導入して、駅周辺の自転車・バイク駐輪場の整備を促進すること。

- 6) 郊外部の団地などでの高齢化に伴う「買い物・通院難民」対策として、商店街・医療機関への移動手段を確保すること。
- 7) 生活交通バス路線維持制度は、引き続き市民の足確保の見地から、補助対象要件を改悪しないこと。

6. 米軍基地の即時無条件全面返還と平和都市宣言を

- 1) 池子米軍住宅建設については、あくまで市是である米軍基地「全面返還」の立場と、貴重なみどりを守る立場から、385戸の追加建設計画の撤回を国に求めること。
- 2) 日米間で返還合意されている上瀬谷、深谷、池子の飛び地の遊休化している市内米軍施設の早期返還にむけ、市長が先頭になって国および米国への働きかけを強化すること。
- 3) まちづくりの障がいであり、平和な横浜港に反する「ノースドッグ」と鶴見貯油施設については、返還の日米合意がされるよう国等に働きかけること。
- 4) いかなる場合にも、ピースメッセンジャー都市である横浜市が管理する横浜港に、自衛隊護衛艦や米軍軍艦を入港・接岸させないこと。
- 5) 市会の決議だけではなく、平和市長会議への参加にふさわしく、横浜市としても非核平和都市宣言を行うこと。また、「非核三原則」にもとづき、「非核証明書」のない軍艦等の横浜港入港・接岸を拒否すること。
- 6) 平和市長会議加盟自治体として、またピースメッセンジャー都市として、広島・長崎市主催の平和式典、原水爆禁止世界大会等への市民代表の派遣や、核兵器の廃絶・米軍基地の撤去等をめざす平和活動への支援及び広報予算を大幅に拡充すること。
- 7) 横浜大空襲の日(5月30日)を「平和の日」に設定し、反戦・平和の諸行事を実施・強化すること。合わせて、空襲・戦災等の資料展示場として「横浜平和会館」(仮称)を整備すること。
- 8) 本市の防災訓練への米軍の参加は、求めないこと。